



厚生労働省

福島労働局

Press Release

令和5年2月10日（金）

【照会先】

福島労働局職業安定部訓練室

室長 管家 孝弘

室長補佐 清水 寛

（電話）024-536-7733

報道関係者 各位

「令和4年度第2回 福島県地域職業能力開発促進協議会」 を開催します

～令和5年度の福島県職業訓練実施計画を策定～

福島労働局は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、令和4年10月から福島県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を設置しております。

令和4年11月11日に開催した令和4年度第1回協議会においては、福島県内の関係機関の参画のもと、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定の促進並びに訓練効果の把握・検証による訓練内容の改善等の協議を通じ、次年度に向けた職業訓練実施計画策定方針が承認されたところです。

これらを踏まえ、「令和5年度福島県地域職業訓練実施計画」を策定するため、第2回協議会を下記のとおり開催いたしますのでお知らせします。

記

- 1 日 時：令和5年2月20日（月）14:00～15:30
- 2 場 所：ラコパふくしま 5階会議室A（福島市仲間町4-8）
- 3 議 題：
 - (1) 公的職業訓練の実施状況について
 - (2) 令和5年度福島県地域職業訓練実施計画（案）について
 - (3) 公的職業訓練効果検証ワーキンググループの設置について
 - (4) 令和5年度に効果検証を行う訓練分野の選定について ほか

4 出席者

別添「福島県地域職業能力開発促進協議会委員名簿」のとおり

5 地域職業能力開発促進協議会について（別添「参考」）

令和4年10月1日に施行した改正職業能力開発促進法において、新たに法定化された職業訓練に関する協議会であり、地域の関係者に参画いただき、

- ① デジタル化など、地域のニーズを反映した訓練コースの設定を促進するとともに、
- ② 訓練効果の把握・検証をしっかりと行い、訓練内容の改善を図ることなどを行うこととしています。